

令和7年度 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に係る女性の職業選択に資する情報の公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：後志広域連合

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	- %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	- %
全職員	67%

説明：

- ・ 「任期の定めのない常勤職員」については、令和7年度情報公表の対象者が少ないことから特定の職員の給与が推測しうるため、公表を行ないません。
- ・ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」（会計年度任用職員）については、一方の性別の職員が存在しないため、公表の対象外となっております。
- ・ 女性職員は、全て10年以内に採用された職員又はパートタイム会計年度任用職員であるため、相対的に給与水準が低い職員が多くなっています。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	%
本庁課長相当職	%
本庁課長補佐相当職	%
本庁係長相当職	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	%
31～35年	%
26～30年	%
21～30年	%

16年～20年	%
11～15年	%
6～10年	%
1～5年	%

説明：

・ 「任期の定めのない常勤職員」に係る（１）役職段階別及び（２）勤続年数別の情報公表の対象者が少ないことから特定の職員の給与が推測しうるため、公表を行ないません。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	- %

説明：

・ 令和7年度の管理職は全員が男性職員です。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

役職	職員数(内、女性職員数)	女性職員の割合
本庁部局長・次長相当職	1名(0名)	0 %
本庁課長相当職	5名(0名)	0 %
本庁課長補佐相当職	0名(0名)	0 %
本庁係長相当職	8名(3名)	37.5%
本庁主事職	10名(2名)	20 %

説明：

- ・ 常勤職員（プロパー職員）及び派遣職員の集計となっております。
- ・ 関係町村からの派遣職員は関係町村が決定しています。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

（１）常勤職員

区分	令和7年度
男性	- %
女性	100%

（２）会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	- %
女性	- %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員 (プロパー及び派遣職員)		非常勤職員 (会計年度任用職員)	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	- %	- %	- %	- %
1 週間以上 2 週間未満	- %	- %	- %	- %
2 週間以上 1 月以下	- %	- %	- %	- %
1 月超 3 月以下	- %	- %	- %	- %
3 月超 6 月以下	- %	100%	- %	- %
6 月超 9 月以下	- %	- %	- %	- %
9 月超 1 2 月以下	- %	- %	- %	- %
1 2 月超 2 4 月以下	- %	- %	- %	- %
2 4 月超	- %	- %	- %	- %

説明：

- 令和 7 年度に育児休業の取得実績について、「常勤職員」の女性が 1 名で、「会計年度任用職員」が 0 名でした。

V 職員の勤務時間の状況

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで、管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間は、以下の表のとおりです。

各月の時間外勤務総時間数	年間の総職員数	一月当たりの平均超過勤務時間
1, 321 時間	216 (18 名×12 ヶ月)	6 時間

説明：

- 超過勤務時間数の合計は 1, 3 2 1 時間（令和 6 年度：9 6 5 時間）、1 ヶ月及び 1 人当たりの平均の超過勤務時間数は 6 時間（令和 6 年度：4 時間）です。